

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年2月23日(2012.2.23)

【公表番号】特表2009-525956(P2009-525956A)

【公表日】平成21年7月16日(2009.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-028

【出願番号】特願2008-550608(P2008-550608)

【国際特許分類】

C 07 D 239/94 (2006.01)

C 07 D 405/04 (2006.01)

C 07 D 405/12 (2006.01)

A 61 K 31/517 (2006.01)

A 61 K 31/5377 (2006.01)

A 61 P 35/00 (2006.01)

A 61 P 43/00 (2006.01)

【F I】

C 07 D 239/94 C S P

C 07 D 405/04

C 07 D 405/12

A 61 K 31/517

A 61 K 31/5377

A 61 P 35/00

A 61 P 43/00 1 1 1

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年12月27日(2011.12.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

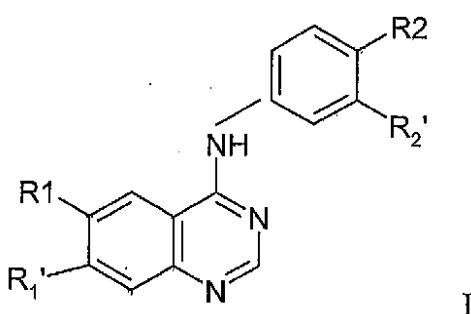
【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式I:

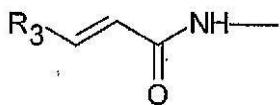
【化1】



(式中、R₁は、

(a) アシルアミノ:

【化2】



(式中、R₃は、水素、N,N-ジメチルアミノメチル、N,N-ジエチルアミノメチル、N,N-ジプロピルアミノメチル、またはN-モルホリノメチルから選択される)、または

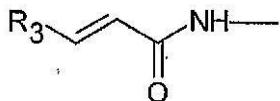
(b)スルホンアミド基、
から選択され、

R₁'は、水素、C₁～C₄アルキル、ハロゲンで置換されたC₁～C₄アルキル、C₁～C₄アルコキシ、またはハロゲンで置換されたC₁～C₄アルコキシから選択され、
R₂は、ベンジルオキシ、モノ、ジ、もしくはトリハロベンジルオキシから選択され；
R₂'は、ハロゲンである)の化合物またはその薬学的に許容可能な塩。

【請求項2】

R₁は、アシリルアミノ：

【化4】

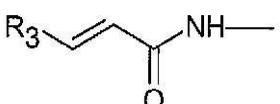


(式中、R₃は、水素、N,N-ジメチルアミノメチル、N,N-ジエチルアミノメチル、N,N-ジプロピルアミノメチル、またはN-モルホリノメチルから選択される)から選択される、請求項1に記載の化合物またはその薬学的に許容可能な塩。

【請求項3】

R₁は、アシリルアミノ：

【化5】



(式中、R₃は、水素またはN,N-ジメチルアミノメチルから選択される)から選択される、請求項1に記載の化合物またはその薬学的に許容可能な塩。

【請求項4】

R₁は、不飽和スルホンアミド、アリールスルホンアミドから選択される、請求項1に記載の化合物またはその薬学的に許容可能な塩。

【請求項5】

N-[4-[3-クロロ-4-(3-フルオロベンジルオキシ)-フェニルアミノ]-キナゾリン-6-イル]-アクリルアミド、

N-[4-[3-クロロ-4-(3-フルオロベンジルオキシ)-フェニルアミノ]-キナゾリン-6-イル]-4-メチルベンゼンスルホンアミド、

N-[4-[3-クロロ-4-(3-フルオロベンジルオキシ)-フェニルアミノ]-キナゾリン-6-イル]-E、4-(ジメチルアミノ)-ブト-2-エンアミド、

N-[4-(3-クロロ-4-ベンジルオキシ-フェニルアミノ)-キナゾリン-6-イル]-E、4-(ジメチルアミノ)-ブト-2-エンアミド、

N-[4-[3-クロロ-4-(3-フルオロベンジルオキシ)-フェニルアミノ]-キナゾリン-6-

7 - トリフルオロエトキシ - キナゾリン - 6 - イル } - E , 4 - (ジメチルアミノ) - プト - 2 - エンアミド、

N - { 4 - [3 - クロロ - 4 - (3 - フルオロベンジルオキシ) - フェニルアミノ] - 7 - メトキシ - キナゾリン - 6 - イル } - E , 4 - (ジメチルアミノ) - プト - 2 - エンアミド、

N - { 4 - [3 - クロロ - 4 - (3 - フルオロベンジルオキシ) - フェニルアミノ] - 7 - メトキシ - キナゾリン - 6 - イル } - アクリルアミド、

からなる群から選択される、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に許容可能な塩。

【請求項 6】

抗腫瘍薬の調製における請求項 1 ~ 請求項 5 のいずれか 1 項に記載の化合物またはその薬学的に許容可能な塩の使用。

【請求項 7】

抗腫瘍薬の調製における N - { 4 - [3 - クロロ - 4 - (3 - フルオロベンジルオキシ) - フェニルアミノ] - キナゾリン - 6 - イル } - アクリルアミドまたはその薬学的に許容可能な塩の使用。

【請求項 8】

0 . 0 5 ~ 1 0 0 m g の請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に許容可能な塩および薬学的に許容可能なキャリア、賦形剤、または希釈剤を含むことを特徴とする、薬学的組成物。

【請求項 9】

0 . 0 5 ~ 1 0 0 m g / k g 体重 / 日の請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に許容可能な塩を含む、腫瘍を治療するための組成物。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 5 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 5 8】

1 H N M R (4 0 0 M H z , C D C 1 3) : 7 . 3 0 - 7 . 2 8 (1 H , m) , 7 . 2 3 - 7 . 1 6 (3 H , m) , 7 . 0 8 - 6 . 9 9 (1 H , m) , 6 . 8 0 - 6 . 7 5 (2 H , m) , 6 . 5 2 (1 H , d d , J = 2 . 7 5 H z , 8 . 6 1 H z) , 4 . 8 3 (2 H , s) , 3 . 2 0 (2 H , b r) 。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 1 3 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 1 3 2】

実施例 2 6

4 - [3 - クロロ - 4 - (3 - フルオロベンジルオキシ) - フェニルアミノ] - 6 - [3 - (3 - オキソ - ブトキシメチレン) - フェニル] - キナゾリン

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 1 4 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 1 4 2】

実施例 2 9

4 - [3 - クロロ - 4 - (3 - フルオロベンジルオキシ) - フェニルアミノ] - 6 - (5 - ジメチルアミノメチル - フラン - 2 - イルメトキシ) - キナゾリン